

令和7年度 発注公募ランク・地域要件の設定標準

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表5の改正に伴い、以下のとおり改正します。

土木一式工事

R7.5.1施行

予定価格	公募ランク	地域要件
4,000万円以上	A	次の①、②のいずれかを採用する。 ①新発田市に主たる営業所又は従たる営業所(公告日現在において、主たる営業所から当市との契約に関する一切の権限を委任されている営業所)を有する者 ②新発田地域振興局管内(新発田市・阿賀野市・胎内市・聖籠町)に主たる営業所又は新発田市に従たる営業所(公告日現在において、主たる営業所から当市との契約に関する一切の権限を委任されている営業所)を有する者 新発田市に主たる営業所を有する者
4,000万円未満 3,500万円以上	B	
3,500万円未満 1,200万円以上		
1,200万円未満 800万円以上	B又はC	
800万円未満 200万円 超え	C	

建築一式工事

予定価格	公募ランク	地域要件
5,000万円以上	A	次の①、②のいずれかを採用する。 ①新発田市に主たる営業所又は従たる営業所(公告日現在において、主たる営業所から当市との契約に関する一切の権限を委任されている営業所)を有する者 ②新発田地域振興局管内(新発田市・阿賀野市・胎内市・聖籠町)に主たる営業所又は新発田市に従たる営業所(公告日現在において、主たる営業所から当市との契約に関する一切の権限を委任されている営業所)を有する者 新発田市に主たる営業所を有する者
5,000万円未満 3,500万円以上	B	
3,500万円未満 1,000万円以上	B又はC	
1,000万円未満 200万円 超え	C	

電気工事・管工事

予定価格	公募ランク	地域要件
2,000万円以上	A	次の①、②のいずれかを採用する。 ①新発田市に主たる営業所又は従たる営業所(公告日現在において、主たる営業所から当市との契約に関する一切の権限を委任されている営業所)を有する者 ②新発田地域振興局管内(新発田市・阿賀野市・胎内市・聖籠町)に主たる営業所又は新発田市に従たる営業所(公告日現在において、主たる営業所から当市との契約に関する一切の権限を委任されている営業所)を有する者 新発田市に主たる営業所を有する者
2,000万円未満 500万円以上	A又はB	
500万円未満 200万円 超え	B又はC	

※工事の難易度等により標準どおりとならない場合があります。